ウィブル証券株式会社
2026 年 9 月 18 日

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

(1) 国内の金融商品取引所市場（ただし、当社が取扱いを行っていない金融商品取引所を除きます。）に上場されている株券、ETF（投資信託受益証券）、ETN（上場投資証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」のうち、当社が取扱銘柄として指定したものが対象です。

(2) 当社では、フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等及び金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は取り扱っていません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 当社では、お客様からいただいた上場株券等に係る売買注文は、当社が自己で直接の相手方となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(2) お客様が、執行すべき金融商品取引所市場を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所市場等に取り次ぎます。ただし、当社が取扱を行っていない金融商品取引所市場はご指定いただけません。また、SOR はご利用いただけません。

- SOR（Smart Order Routing）…金融商品取引所市場、マッチングシステム（証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、対当する注文があれば発注を行い約定させるシステム）など複数の市場又はシステムのうちお客様の売買注文を最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムに取り次ぎ、自動的に注文を執行するシステムをいいます。

(3) また、お客様が上記の方法によらない執行（金融商品取引所市場の立会外取引、PTS（私設取引システム）を含む金融商品取引所市場外の売買等）をご希望の場合は、お客様と合意した方法により注文を執行します。

3. 当該方法を選択する理由

我が国の現状では、金融商品取引所市場に多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断することが大きな理由です。

4. その他

(1) システム障害等により、やむを得ず、この最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により注文を執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

(2) 最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上